

富士市議会議長 米山 享範 様

富士市長 小長井 義正  
(都市整備部土地対策課)

文書質問について(回答)

令和3年11月16日付け富議発第80号による文書質問について、次のとおり回答します。

1 許可地の全件数及び事業完了済み、施行中の件数について

許可済地全件数	完了済件数	施行中件数
67	32	35

2 申請書に記載されている埋立て等の目的について

完了時の用途別件数

用途	山林	畑	駐車場	資材置場	営農型太陽光	計
件数	48	13	1	4	1	67

3 上記1の施行中の許可地について

(1) 許可の期間を経過してしまっている許可地の件数について

現在、施行期間を超過して埋立てを行っている許可地はありません。

(2) 施行期間の延長(更新)を届け出ている許可地の件数及び受理時の対応について

	施行中 35件		完了済 32件	
	延長有	延長無	延長有	延長無
施行期間延長の有無				
件数	23	12	23	9

施行期間の延長届を受理する場合の考え方ですが、事業者が許可後に事業を行っていくのに当たり、

- ① 土砂を受け入れるための掘削工事において、地盤の状況や掘削土の搬出(販売)量により掘削の進捗に影響が発生する可能性が高いこと。
- ② 搬出期間の予測が困難である場合、前もって全ての搬入(受入)計画を立てることができず、建設発生土の発生元である公共・民間事業においても発生量が不透明であること。
- ③ 山林に戻す場合の苗木の確保や植樹時期等が完了時に間に合わないこと。

など、施行期間を延長せざるを得ない様々なケースがあり、事業地ごとに事情が異なることから、施行期間延長の相談を受ける際には、期間延長が上記の事由等に照らしてやむを得ないものであるか、また、今後の事業進捗の見通しや展望などから、完了時期は適正であるかを確認した上で延長届を受理しています。

### (3)事業完了していない現場を持つ事業者に対する新たな許可について

早期の完了指導については、許可期限が近い状況であれば、事業者に対し今後の予定の確認及び完了までの手続等の指導をしています。

次に、事業者への複数箇所の許可についてですが、

- ① 許可を得るまでには事前相談、地元の同意、申請といった手続が行われ、審査を経て許可までにはおおむね3か月以上の時間を要することから、事業を並行して進めないと土砂の継続的な搬入が出来ない期間が生じてしまう。
- ② 許可後、3の(2)で回答した①～③の理由により埋立て事業完了までに、相当の期間を要してしまう場合があり、次の事業計画と期間が重なってしまう。
- ③ 各事業者の経営規模により現場管理ができる人数が異なることから、同時に複数の事業地を管理できる能力を持つ事業者もいる。

など、様々な理由で現在実施中の事業が完了する前に、新たな許可申請がなされる場合がありますので、一律に許可事業地数に制限を設ける基準等を策定することは、許可を受けた事業者の健全な事業活動を阻害するおそれがあるものと考えています。

ただし、事業者が必要以上の数の事業地を同時に管理することは、安全面においても好ましいものではないと考えており、資材置場として利用していると思われる事業地もあることから、新たな申請を受ける際には適正な規模で事業が行われるよう、事業者に対して事業の見通しなどの情報共有をするとともに適正な管理が行われるよう指導していきます。